

20170901

弁護士渡邊彰悟

本訴: 平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

反訴: 平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求事件

本訴原告・反訴被告 阿部宣男

本訴被告・反訴原告 松崎參

準備書面(23)

平成29年9月7日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井信也



同

中島広勝



同

永里桂太郎



同

細川潔



同

本田麻奈弥



同

渡邊彰悟



本訴原告・反訴被告訴訟復代理人弁護士 石原敏之



20170901

弁護士渡邊彰悟

原告はその準備書面（16）において、小波秀雄氏作成の乙22意見書に対する反論を準備し、これに対する反論が乙43として再び小波秀雄氏から提出されたので、これに対する反論を中心に準備し、必要な限りで、被告準備書面（19）に対する反論を付加して論ずる（以下乙43を「小波氏再反論書」という）。

第1 小波氏再反論書の「基本的な考え方」に関する誤り

小波秀雄氏が作成された文書で根本的なテーマとしていることと、本件名誉棄損訴訟で論ずる必要の内容とはずれていることが今回の文書からも明らかくなっている。

はじめに、小波氏の論じている「1 基本的な考え方」について原告の主張との違いを論じる。

1 これまでの主張のやり取りの経緯

本件で問題となっているのは、被告によるナノ銀に関する名誉棄損表現そのものである。

この点について、原告は、原告による実証実験の結果を真実であると述べており（原告準備書面（12）参照）、これが真実性の対象であって、それこそが立証対象であることを主張してきた。

そもそも、原告は、原告による実証実験の結果に対して、被告が「バカげた」、「インチキ」、「詐欺」、「非科学的・ニセ科学」、「トンデモ」「いかがわしい」、「たわ言」、「でっちあげで」と繰り返し表現されていることを主張し、今に至るも継続して「インチキ科学」「インチキ除染」「ニセ科学」を繰り返すとともに、「無知かペテン師」「根拠のないウソ話」「非科学的な妄想」等と、事実の摘示を行い、もって原告の社会的評価を貶め続けていることを問題にしてきたのである。

本件で、ナノ銀に関連して問題であるのは、このような被告の表現行為が許容されるのか、名誉棄損表現に当たらないのかである。

原告は、原告のナノ銀による放射線量低減という実証実験の結果に対して、上記のような表現をすることが名誉毀損に該当すると主張してきた。そして、被告も「被告は、原告が行った各実証実験において、各報告書等に記載されて

20170901

弁護士渡邊彰悟

いる数値の変化が生じたことを否定するものではない」(被告準備書面(15)3頁)としたので、原告の主張を基本にすれば、被告は間違った事実摘示をしたことになり、その結果として原告の実験に対する社会的評価を貶めたということができるるのであるから、これは被告が名誉棄損行為を自認したものと捉えている。

ただ、被告は、真実性の対象を「ナノ銀による放射線量低減」が物理的に起こり得るのかを問題にしようとした、その学術的問題に踏み込もうとして小波氏の意見書(乙22)を提出してきた。原告としては、小波氏の意見書の次元と本件の名誉棄損の成否の問題の次元とは異なるので、これに応答する必要はないという見解であったが、裁判所からも応答・反論を求められたため、乙23に対する反論を準備書面(16)において展開したのである。

2 小波氏再反論書の位置づけ

これに対して、今回の小波氏再反論書は、原告準備書面(16)において原告が展開した反論部分に対する再反論はほとんど展開されていない。論じられているのは、学術論文として学問のレベルにおいて理論として認められるに至る水準についてである。

小波氏によって論じられているのは、以下のような内容である。

【(原告は、準備書面(16)において)「最も重要なのは実験の信頼性である」、「現時点では、その実験結果に十分に信頼性があるか否かが重要な論点である」と再三繰り返して述べ、その上で「原告らは、間違いや誤差を減らす工夫を凝らしながら、何度も何度も繰り返し実験を行い、その結果を分析している(これまでの放射線測定回数や測定に費やした時間は数限りない)」と、自分たちがいかに努力してきたかを強調しており、重ねて「膨大な手間をかけて研究を行っているのである」と念を押している。

しかしながら、上記の主張のとおりであるとするならば、原告らはすでに実験データを集積しており、そこから十分な統計処理を行って、

20170901

弁護士渡邊彰悟

自らの仮説の妥当性を示すだけの「十分に信頼性のある結果」を得ているはずである。

したがって、今回の反論書において小波の主張に反駁するのであれば、小波意見書において指摘された不十分な点を補うだけの新しいデータを提出して、統計処理を行ってグラフや表にまとめ、それらを記載した論文を世に出して、証拠として提出しなければならない。

(中略)

1.2 科学的主張は論文として公刊されなければ意味がない

原告が再三にわたって述べている「実験結果の信頼性」が科学の世界において最も重要な前提になることは、広く共有された見解である。そのため、何らかの新奇な事実が科学的に受け入れられるための手続きにおいては、専門家集団による相互検証が不可欠である。それはまず、周到に準備された実験から得られたデータに基づいた合理的な仮説を論文として学会誌に投稿して、査読を受けるプロセスを経なければならない。

(中略)

しかるに原告らは、我が国および国際的な研究論文誌に投稿して受理された業績を何一つとして提示していない。本件訴訟に関して、原告側が自らの主張の妥当性を立証するための必須の証拠は、ナノ銀を使った実験について統計的な処理を経たデータと、それにもとづく合理的な仮説を提案して、科学的な検証の場に供された査読済み論文以外にならないのである。

1.3 原告らの文書の科学的信頼性について

原告らがナノ銀による放射能軽減効果の証拠としている文書類は、私的な実験の分析を検査機関に依頼して得た報告書（甲第14,15号証）または、一般人が特に資格や審査なしに発表できるオープンな研究会での発表資料（甲 19,20,21号証）にすぎず、それをもってなんらかの科学的妥当性を主張できるものでは全くない。

(中略)

20170901

弁護士渡邊彰悟

以上のような手続きの点での重大な手落ち、もしくは科学の手続きや研究の進め方全般についての不慣れかとも思われるが、学術論文というのはどういうものであるかについても、原告側の無知は甚だしいものであることを指摘しておきたい。科学論文の多くにおいて、全体の構成や必要とされる内容は共通しており、(中略)…

このように、きちんと念入りに構成された文書が論文の原稿として投稿され、複数の査読を経て受理されて初めて、ようやく学術論文として認められるのである。しかるに原告らが証拠として提示しているものほとんどは単なるデータがプリントされた紙であり、誰でも発表できる研究会等での予稿のたぐいである。これらが何かの研究成果であるかと問われるならば、およそ研究者として学問に従事してきた者であれば異口同音に「否」と言うであろう。

(後略)】

(下線部は原告代理人による)

以上のように、小波氏は、下線部に端的に表れているように、繰り返し学術論文として認められるための要諦を論述されている。つまり、小波氏は、プロの科学者に求められる論文の認められ方を書いていて、それを論文が書かれる前の段階の研究成果に当てはめようとしているのである。

しかし、本件の原告と被告において、そのような学術的で高邁な議論が必要なわけではない。

あえて、小波氏の意見に沿って反論すれば、【学術論文】の域に達する前の報告に対して、突然「バカげた」、「インチキ」、「詐欺」、「非科学的・ニセ科学」、「トンデモ」「いかがわしい」、「たわ言」、「でっちあげで」「インチキ科学」「インチキ除染」「ニセ科学」「無知かペテン師」「根拠のないウソ話」「非科学的な妄想」と繰り返すことが、許されるのかという問題である。そのような表現行為が許容されるのかという問題である。

その点について小波氏は一切言及していないが、【学術論文】前の発表、換言すれば“論文提出前の研究”がすべてインチキ・似非科学と評されてよいはずはないし、ありえないことである。そのことに小波氏は答えようとしているのである。

20170901

弁護士渡邊彰悟

そして、この観点からみると、小波氏が論文実績に非常に拘っているにも関わらず、小波氏が常識だと主張する「化学エネルギーは原子核反応に影響することはない」を証明する学術論文は一つも示されていないのである。小波氏は、田崎晴明教授が一般向けに公表したウェブ文書・著書に書いてあると引用しているものの、小波氏の「科学的主張は論文として公刊されなければ意味がない」という主張に照らせば、田崎教授の当該図書に意味があるというのは矛盾であろう。

第2 小波氏再反論書の内容上の誤り

1 NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）¹の
プロジェクト報告について

小波氏再反論書には以下のような記述がある。

【三菱重工の岩村康弘研究員は2015年に東北大学の寄付講座(企業が研究費等を出資して大学に講座を置く制度)の電子光理学研究センター凝縮系核反応共同研究部門の特任教授に就任し、NEDOのプロジェクト「金属水素間新規熱反応の現象解析と制御技術」の元に研究を行っている。2016年の中間報告

(http://www.nedo.go.jp/library/seika/shosai_201607/20160000000621.html) にある要約(英文)では、過剰熱の測定評価に対する言及はあるものの、その発生が確認されたとはなっていない。】 (乙43・5頁「2・2」)

「その発生が確認されたとはなっていない」と記述されているが、上記で示されたURLのページには、「要約」ではない、本当の中間報告書(日本語)へのリンクが示されている(甲196参照)。

¹ 「日本最大級の公的研究開発マネジメント機関として、経済産業行政の一翼を担い、「エネルギー・環境問題の解決」および「産業技術力の強化」の二つのミッションに取り組む国立研究開発法人」とそのWebサイトで紹介されている。

20170901

弁護士渡邊彰悟

「成果報告書データベース（ユーザ登録必須）から、ダウンロードしてください」となっているリンクにその報告書は存在し、その中間報告書には以下の記載がある。

【③発熱量の評価、解析（担当：国立大学法人東北大学、株式会社テクノバ、国立大学法人神戸大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人九州大学、日産自動車株式会社）

研究開発項目②で実施した試験によって得られた発熱量のデータについて全メンバーで評価・解析を行った。この結果、通常の化学反応によって発生する熱量を超える熱「過剰熱」の存在を確認した。積算過剰熱の具体的な数値は、水素原子 1molあたり 2MJ から 67MJ であり、通常の水素を伴う化学反応の発生熱量が、水素原子 1molあたり数 100kJ が上限であることから、化学反応では到底説明することができない値である。また、東北大学および神戸大学に設置してある装置を用いて、同一試料で行われた実験では、ほぼ同様な発熱データが得られており、再現性が確認できている。】（甲 197、下線部強調は原告代理人）

上記のように、報告書には、明確に化学反応では説明できない過剰熱発生があったと明確に記されている。この中間報告書を読まずに、おそらくは当初の研究計画の要約だけを見て「その発生が確認されたとはなっていない」と記したとすれば、他の研究者の研究内容を愚弄するものと言わざるを得ない。すぐに確認できるものを確認せずに誤った見解を書いていたりしたら、科学者として許されないことでもある。

2 國際會議 ICCF20 での報告について

また、小波氏は、以下のような誤った指摘をしている。

【岩村らは 2016 年 10 月に開催された常温核融合に関する国際會議 ICCF20 において発表し、"Replication Experiments at Tohoku University on Anomalous Heat Generation (後略)" と題するカンファ

20170901

弁護士渡邊彰悟

レンスペーパーを公開していて、これが彼らの最新の成果と思われる。この中で彼らは化学反応では説明できない余剰熱の発生がみられたと述べ、何らかの核反応があったのではないかと示唆している。が、その根拠は理論面でも実験においても示されてはおらず、もしもそうであれば当然観察されるべき放射線の発生については、まったく述べていない。】（乙 43・5 頁「2・2」下線部強調は原告代理人）

この記述も事実誤認がある。「その根拠は理論面でも実験においても示されてはおらず」と書かれているが、その根拠を示す実験結果を提示したのが ICCF20 での発表であった。ICCF20 の公式なプロシーディングスはまだ公開されていないが、例えば、以下の報告書に発表内容の概略が記されている。

「ICCF20 報告 北村晃（㈱テクノバ），土屋賢一（東京高専）
<http://www.jcfrs.org/file/iccf20-report.pdf>」（甲 198）である。

【 (1-b) 一方、Kitamura-Takahashi (Technova Inc.) らは、昇温精密カロリメトリにより、各種 Ni 主体試料のガス相吸蔵時における発熱を長年調べている。ガス相吸蔵法は、元々、メルトスピニング法により作製した Pd_xNi_y/ZrO₂ 試料が良好な過剰熱特性をもっていることを Y. Arata らが見出した (2008) ことから発展してきた。A. Takahashi [1A81] は、2007 年来継続的に行ってきた Technova における水素同位体ガス吸蔵発熱実験を総括的に述べた。主成分の Ni に少数の第二成分原子として Pd や Cu を混入させた時にのみ 10W (15keV/atom·H) 程度の過剰熱が 300°C までの昇温時に観測され、それを少数原子の触媒効果によると推論した。それらの試料は、主として上記のジルコニアやメゾポーラスシリカを担持体とした試料であった。そしてこの研究は、2015 年から、(株) テクノバ・東北大学 (ELPH) ・日産自動車 (株) (総合研究所先端材料研究所) ・名古屋大学 (未来社会創造機構) ・神戸大学 (海事科学研究科) ・九州大学 (工学研究院化学工学部門) の 6 機関の共同研究に発展している。A.

20170901

弁護士渡邊彰悟

Kitamura [4A46]は、この共同研究における共同作業（ジルコニア担持 PdNi 試料と CuNi 試料の室温及び昇温時の水素同位体吸蔵発熱実験）の結果を発表した。室温で $D/Pd \cdot Ni \sim 3.5$ に及ぶ初期吸蔵量、 $0.6 \text{eV/a} \cdot D$ の初期発熱量を、昇温時には $5 \sim 10 \text{W}$ ($5 \text{keV/atom} \cdot D(H)$) の過剰熱が記録された。前者の評価には、XRD や STEM で存在が明らかになった $NiZr_2$ を定量してその寄与を相殺する必要があると結んだ。

同じくその共同研究の一環として、テクノバ・神戸大の実験結果を確認すると共に、より多様な試料を試供するために、テクノバ・神戸大の吸蔵発熱測定装置と同じものが東北大にも設置された。Y. Iwamura (ELPH) [4A41]の発表は、テクノバ・神戸大の実験結果を完全に定量的に再現するものであった。これにより同方法の信頼性が格段に向上了したものと思われる。

同じく共同研究の一員である T. Hioki (Nagoya U.) [12A35]は、メゾポーラスシリカ担持 Pd 試料の改良作製法を発表した。高濃度試料はメゾポーラスシリカ外表面に Pd が凝集するために、ナノ粒子特性を示し難いが、その外表面凝集を防ぐ方法の開発である。】

(下線部強調は原告代理人)

上記のように岩村博士が肯定的な実験結果を報告しているだけでなく、この実験に關係する複数の研究者が様々な角度から報告している。こういった発表があったことは、研究者であれば直接確認するなどの方法で容易に知ることができるにも関わらず、単に一つのカンファレンスペーパーを見ただけで「その根拠は理論面でも実験においても示されてはおらず」と述べるのは、研究者として許されることではない。

3 「当然観察されるべき放射線の発生」という点について

また、小波氏再反論書では、「もしもそうであれば当然観察されるべき放射線の発生については、まったく述べていない」と述べている。

しかし、これも間違っている。まず、実験の結果を見ると、常温核融合の過剰熱発生実験では、放射線が検出されたケースとされないケースがある。

20170901

弁護士渡邊彰悟

また、従来の核反応のプロセスでは必ず放射線が発生するが、常温核融合での核反応はそれとは異なるプロセスを取ると考えられており、放射線の発生は「当然」ではない。

常温核融合での核反応が従来と異なる条件下で発生するという認識は、物理科学雑誌であるパリティの「Vol.32 No.05 2017-05」に載った「凝縮系核反応の現状と今後の発展 岩村康弘著」（甲199）の中の文に示されている。

【凝縮系核反応と従来の核反応の比較】

ここまで新元素変換を中心に説明を行ってきたが、新元素変換を含め凝縮系核反応についての研究結果はまだまだ少ない状況である。この現象の反応理論を構築するのは非常に難易度が高く、数多くの理論家が独自の理論を提案しているものの、皆が一致して支持する理論は確定していない。しかし凝縮系核反応の実験結果やその発生する条件や環境について考察すると、〈図3〉に示すような明らかな違いがある。

従来の核反応実験およびその理論体系は基本的に2体反応を想定しており、たとえばdのビームを高エネルギーでターゲットに照射すれば、さまざまな核反応が起こる。たとえば、ターゲットをdとすればdd反応が起き、中性子(n)や陽子(p)などを放出するが、MeV以上のエネルギーでの話であり、70°C(meVオーダー)近傍の低いエネルギーでは何も起こらないことになる。従来の核反応の理論は高エネルギー粒子の核反応を扱っているため、ターゲットの環境の影響は無視されている。一方、凝縮系核反応が発生する環境は往來型核反応と以下のような点が異なっている。

- ① 金属中の電子の海のなかに重水素あるいは水素が存在して、ターゲット（〈図3〉ではCs）のまわりに電子が多数存在し、クーロン障壁が減少していること。
- ② 重水素あるいは水素が低いエネルギーであるため、ホスト金属の格子中に存在し、存在位置などが束縛されていること。

20170901

弁護士渡邊彰悟

③ 報告されている凝縮系核反応は多体反応である場合が多いこと。

〈図3〉はPdの面心立方格子の八面体頂点サイトに重水素4つが存在し、Csと反応する想像図を示している。従来型核反応モデルは自由空間での高エネルギー粒子を対象としており、上記のような特徴をもった凝縮系核反応にそのまま適用することはできない。】

(但し、dは重水素、MeVはメガ エレクトロン ボルト(百万電子ボルト)、meVはミリ エレクトロン ボルト(千分の一電子ボルト)を示す。—原告代理人注)

上記に書かれているように、従来型核反応と常温核融合での核反応には、少なくとも以下のようないずれかの相違がある。

- 自由空間での高エネルギー粒子の反応であるか、束縛された低エネルギー粒子の反応であるかの違い
- 2体反応であるか、多体反応であるかの違い

つまり、従来型核反応を前提とした「当然観察されるべき放射線の発生」という主張は、そもそも前提が異なっているため成り立たないのは明らかである。

岩村博士が市販雑誌上で、従来型核反応と常温核融合での核反応の相違について学術的な説明を行っているにも関わらず、それを全く無視して放射線の発生を「当然観察されるべき」として、放射線に関する記載がないことを恰も不備であるかのように指摘されるのは、科学的な批判とは言えないものである。

第3 被告準備書面(19)に対する反論

1 はじめに

被告は、小波氏再反論書で引用された、田崎晴明教授の著書をひいて、「科学的なエネルギーレベルの反応が原子核に影響を及ぼす」ことはないことを論じている。

20170901

弁護士渡邊彰悟

確かに、そのことが物理学の常識として語られていることは否定しない。

しかし、未知の科学は、常識を超えたところに存在することもまた事実である。

これまでの常識に反するから似非だ、インチキだと言い放つことは容易い。だからこそ、そのことについての検証が必要であり、実証が必要であることを述べている。もちろん、原告が書面で展開した理論はいまだ科学的に解明されていない。しかし、その解明されていない事実が目の前で展開され事実として積みあげられていることに対して、それは「似非だ、インチキだ」と表現されることを原告は問題にしているのである。

結局、原告が主張した理論についていえば、それは科学的に解明されていないわけではないから、学術的な次元において見解の相違ということになる。

しかし、目の前で実証されている事実と、その事実の機序についての論理的可能性の展開に対して、そのことをエセ科学と断ずることが間違いなのである。

繰り返し述べるが、原告は被告と学術論争をするつもりはない。原告の展開した理論に対して、被告が、それは科学として認める次元に至っていないと述べることは自由である。しかし、未解明の領域について、未解明の内容を示す実証的事実に対して、自分は信じられないと語ることと、それは似非だと語ることが表現の自由の許容範囲として違うのだということを原告は主張しているのである。

この点をぜひとも認識・理解されたい。

2 反論が反論となっていないことについて

以上の基本的な部分が認識理解されるならば、被告及び小波氏が語られていることが、本件の被告のナノ銀に対する表現行為についての防御となっていないことが理解される。

準備書面において被告は、「2 科学的なエネルギーレベルの反応が原子核に影響を及ぼすことはないこと」「3 低エネルギー核反応は科学的裏付けとなりえないこと」として反論しているが、1で論じたとおり、これら

20170901

弁護士渡邊彰悟

の反論は意味をなしていないし、また原告の準備書面（16）において展開した理論的な説明に対しても、ただただ“そんなことはあり得ない”と断じているだけで実質的な反論はなされていないに等しい。

被告は準備書面（19）において、

- ・原告らは今日の科学の到達点からするとありえない「仮説」をあたかも科学的裏付けがあるかのように主張していること自体「ニセ科学」との批判を免れない（3頁）。
- ・原告は現在科学的に実証された理論に基づくことなく「ナノ銀の放射線低減効果」を主張しているが、これは科学的な裏付けを欠く言説であって「ニセ科学」との批判を免れるものではない（4頁）

とほぼ同じ論調で述べている。

しかし、「ありえない仮設」にせよ「実証されていない理論」にせよ、現に目の前で起きている実証的な事実（実験結果）が厳然と存在しているのであり、原告はその未知の結果について公表したに過ぎない。それに対して突然、似非だ、インチキだとすることが許されて良いはずがない。原告は、原告が目の前でみている実験結果について、これを説明する理論が科学的な次元に到達していることを、原告は述べているわけでもないし、科学的な裏付けがあることを主張しているのでもない。被告は、科学的な到達点をもとに、あるいはさらには小波氏再反論書にみられるような「学術論文」の次元を設定して、その設定されたところから「エセ科学」と論じようとしているが、原告の主張とはすれ違っている。

しかも、被告は上記のように「ニセ科学」という表現のみを取り上げて論じているが、これも被告の名誉棄損表現を全体として捉えていないものである。被告が使用してきた表現は「インチキ」、「詐欺」、「非科学的・ニセ科学」、「トンデモ」「いかがわしい」、「たわ言」、「でっちあげで」ある、「インチキ科学」「インチキ除染」「ニセ科学」を繰り返すとともに、「無知かペテン師」「根拠のないウソ話」「非科学的な妄想」というものであり、被告の反論の域を超えた人格への攻撃すら含む名誉棄損表現であることも

20170901

弁護士渡邊彰悟

忘れてはならない。被告の立場で科学性を仮に論ずる場合であっても、ここに掲げたような表現が許されるはずはない。

3 被告が原告の主張を誤って捉えていることについて

被告は、原告の主張を理解せず反論をしている。

被告は、原告の主張が『「放射線核種の壊変率(崩壊定数あるいは半減期)を人工的に変える」ことが可能であるとの主張』であるとして反論をしている。

しかし、原告は準備書面（16）において「一定の放射性物質が存在するときに、それから放出されるガンマ線の線量値を下げる大きく二つの理論的な可能性が存在する。一つは放射性核種の壊変率（崩壊定数、あるいは半減期）を人工的に変えることである。現実として可能かどうか別として理論的にはありうる。そして、もう一つの理論的可能性は、そもそも放射線を発する放射性核種を別な放射線核種ではない安定な核種に変換する方法である」（同4頁）と明確にしたうえで、原告が考えている理論的可能性は「ナノ銀による低減効果を説明する機構の最も有力な候補として、後者、すなわち別な核種への変換を考えている」（5頁）とし、LENRについても論じているのである。

被告が原告の主張として指摘している理論（核種の壊変率の人工的な変更）を原告が主張として述べていることは決してなく、被告において原告の主張を何ら理解しないままに反論をしていることを露呈しているのである。

以上